## 第87号議案

東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

## (提案理由)

この案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に伴い、利用乳幼児の健康診断に関し、規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する 条例(平成26年10月台東区条例第21号)の一部を次のよう に改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項 各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の 左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年 法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査を いう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断 等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそ れぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当する と認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を 行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者 等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握し なければならない。

児童相談所等における乳児又 は幼児(以下「乳幼児」とい う。)の利用開始前の健康診 断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始 時の健康診断、定期の健康診 断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。